

令和5年4月8日

福祉及び防災の連携並びに民間組織の参画による被災者支援に関する法律要綱案

3.11 から未来の災害復興制度を提案する会

- 一 個人の尊厳の保持を災害対策の目的にし、福祉を災害救助法に位置付ける
 - 1 災害時に被災者の人権が尊重される状況とするため、災害対策基本法の目的として社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に並び、「個人の尊厳の保持」に資することを目的として規定すること。(災害対策基本法第一条関係)
 - 2 被災者が、誰一人取り残されることなく生活再建を実現するため、災害対策基本法の理念として、「すべての被災者が基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、また、支援を受けられること」を規定すること。(災害対策基本法第二条の二関係)
 - 3 訪問型を含めた相談支援及び各種支援制度の利用援助を中心に福祉サービスを救助の種類とすること。(災害救助法第四条関係)
 - 4 都道府県地域防災計画に訪問型を含めた相談支援及び各種支援制度の利用援助を中核とした被災者支援の実施を規定すること。(災害対策基本法第四十条関係)
 - 5 市町村地域防災計画に訪問型を含めた相談支援及び各種支援制度の利用援助を中核とした被災者支援の実施を規定すること。(災害対策基本法第四十二条関係)
- 二 民間と連携した被災者支援を基本とする
 - 1 国、地方公共団体及びその他の公共機関並びに民間組織の適切な役割分担及び相互の連携協力を災害対策の基本理念とすること。(災害対策基本法第二条の二第二項関係)
 - 2 国、地方公共団体及びその他の公共機関は、災害発生前から民間組織と適切な役割分担を取り決め、災害対応に至るまで連携に努めねばならないことを規定すること。(災害対策基本法第五条の三関係)
- 三 社会保障関係法に被災者支援を位置づけ平時から人材育成を行う
 - 1 災害発生時に、都道府県及び市町村が、社会福祉関係団体、NPO 及び士業団体等の参画を得て、訪問型を含めた相談支援及び各種支援制度の利用援助を実施することを義務化するとともに、社会福祉法に定める包括的な支援体制の整備(第百六条の三)及び

重層的支援体制整備事業（第百六条の四）と一体のものとして実施することを規定すること。（災害対策基本法第九十条の五関係）

- 2 社会福祉法に定める重層的支援体制整備事業に災害対策基本法に定める訪問型を含めた相談支援及び各種支援制度の利用援助を規定すること。（社会福祉法第百六条の四関係）
- 3 社会福祉法に定める市町村地域福祉計画に災害対策基本法に定める訪問型を含めた相談支援及び各種支援制度の利用援助にかかわる事項を規定すること。（社会福祉法第百七条関係）
- 4 社会福祉法に定める都道府県地域福祉支援計画に災害対策基本法に定める訪問型を含めた相談支援及び各種支援制度の利用援助にかかわる事項を規定すること。（社会福祉法第百八条関係）
- 5 災害によって生じた生活困窮者の相談需要やアウトリーチの増加に対応するため、生活困窮者自立支援法に規定される自立相談支援事業を激甚災害法の補助対象とすること。（激甚災害法第二十六条関係）

以上